

「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」 中間改定に向けて～市民意識調査結果からの考察

1 人権意識の広がり与人権問題解決に向けた主体的な行動の育成

(目標値一覧①・③)

前回と比較して、人権問題はすべての市民の問題であるという差別を許さない意識が増加した。また、いずれの人権問題についても関心が高まっており、自分に直接かわる問題のみならず、幅広い視野で人権問題を自分事としてとらえている。

一方で、同和問題解決に向けての質問においては、差別解消に自発的に取り組もうとする割合は依然として低く、今後、市民の主体的な行動力を高める施策が必要である。

2 人権研修会への参加 (目標値一覧②)

研修に参加したことがある人の割合が激減していることについて、令和2年からの3年間は新型コロナウイルス感染症の拡大により、人との接触を控えるため、地域住民や教職員が集合して学習する人権研修会の開催が困難となったことの結果と推測される。今後は、人権研修会を積極的に開催し、より充実した内容となるよう、自治会等へアプローチしていくことが重要である。

3 「人権侵害を受けた時にどこかに相談した人の割合」の増加 (目標値一覧④)

人権侵害を受けた時にどこかに相談した人の割合が、令和6年度の調査で44.0%と、令和7年度の目標値である40.0%をすでに計画目標値を達成しており、人権侵害に対して、相談しながら解決していこうとする意識が広がっていることがうかがえる。今後も引き続き、各種相談窓口の周知を図っていく。

4 同和問題(部落差別問題)をはじめとする人権問題に対する学びなおしの必要性

同和問題を知っている人が8割を超えているものの、学校で学んだ割合が減少し、他の媒体から同和問題を知った人が増加している。この背景には、市外で学校教育を受けた市民の転入等が考えられるが、同和問題について市民一人ひとりが正しい知識を身につけることは重要であり、社会における学びなおしの機会として、地域や職場における研修の充実が求められる。

5 LGBTQ理解の促進・啓発の必要性

LGBTQに対する理解については、「言葉や意味も知っている」が6割を超えているが、関心度は3割にとどまっており、LGBT理解増進法の制定を踏まえ、さまざまな方法（講演会・DVD視聴・自治会学習会など）により啓発を推進する必要がある。

6 部落差別解消推進法の理解増進および事前登録型本人通知制度への登録促進

部落差別解消推進法については、法の主旨・内容まで理解されておらず、各種人権学習会で啓発冊子を活用した学習を行うなど工夫が必要である。

事前登録型本人通知制度については、依然として認知度が低く、今後においても効果的な啓発方法を検討し、登録者数の増加を目指す。